

研究生制度の起源と変遷

—東京大学における誕生から留学生依存の現状まで—

垣内 哲

キーワード：東京福祉大学、東京大学、研究生制度、留学生、非正規生

第1章 本稿の目的

2019年3月、東京福祉大学に学部研究生として在籍していた留学生が多数所在不明となっていたことが明らかになった。この件は研究生に関する問題と留学生に関する問題が混在していることから、まずは事実を整理したい。

全国の大学は留学生の「退学者」「除籍者」「所在不明者」を毎月、文部科学省（以下「文科省」）に報告しなければならない。とくに所在不明者は在留資格¹の期限が切れたあとに不法残留するおそれがあり、文科省は大学に留学生の在籍管理を徹底するよう求めている。しかし、東京福祉大学の報告では「除籍者のリストには理由として『所在不明のため』と記載されており、大学側は所在不明者を除籍した上で報告していたとみられる」（産経新聞 [2019]）。文科省と出入国在留管理庁（以下「入管庁」）の共同文書「東京福祉大学への調査結果及び措置方針」によると、留学生の在籍管理に関する体制が甘く、2018年度は職員1人当たりの出願書類処理件数が194.7件、同じく学生数が100.6人に上るなど職員不足に伴う組織の脆弱性が確認された。留学生の受け入れについても選考基準とすべき日本語能力試験N2相当を下回るN3相当以下の留学生に合格を与え、入学前に確認すべき経費支弁能力の把握を怠っていた。この結果、所在不明者は305人（2016年度）から823人（2018年度）と急増し、学部研究生は授業の開講当初から94人が欠席、66人が所在不明となった（文科省・入管庁 [2019a]）。これを受け、入管庁は東京福祉大学に学部研究生として入学する外国人の在留資格「留学」の付与を停止した。同大学は学部研究生という立場では留学生の新生を受け入れることができなくなったのである。

では、一連の出来事で注目を浴びた研究生制度とはどのようなものであろうか。入管庁の処分が下る以前の東京福祉大学には学部研究生と大学院研究生が存在した。どちらも学位が取得できない非正規生の制度で定員はなかった。入学資格は学部研究生が高校卒業以上、大学院研究生が学部卒業以上であったが、これは研究生の期間を終了したあと学部研究生は学部に、大学院研究生は大学院修士課程にそれぞれ正規生として入学することを前提としたためである²（東京福祉大学 [2017]）。

一方、他大学に目を向けると、学部研究生は学部卒業以上、大学院研究生は大学院卒業以上を入学資格とするところもある。本稿は大学によって差異が生じる研究生制度をその誕生から紐解き、制度の有り様を解こうとするものである。

第2章 法令と先行研究の不定義

研究生制度には法令上の盲点がある。大学を所管する文科省の法令には「研究生」という文言が存在せず、在留外国人に関する法務省の法令にのみ記載されているのである。1990年に発布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」には「申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は（中略）当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすること」と書かれている。外国人の研究生は1週間につき10時間以上授業に出席することが在留資格「留学」の取得条件になると定められているが、これが研究生に関する唯一の法的根拠である。

また、先行研究についても、管見では研究生制度の起源や主旨を決定付けるものは見当たらなかった。唯一、深く取り上げていたのは日本国際教育協会³が1993年に編集した『留学交流』（7月号）であり、ここでは数人の識者が見解を披露している。

藤森光男によると、「研究生とは、大学学部卒業生で大学院レベルの研究活動を行うために在籍する正規生でない者」であり、「もとはといえば、本籍がどこか外国にある留学生在が予定されていた制度である。たとえば博士論文執筆中の研究調査のために日本へ留学することなどが研究生の典型である」（藤森 [1993]）。一方、二宮皓によると、「『研究生』とは一学期あるいは一学年間といった『一定の期間』に限って『特定の事項を研究する』という目的で入学を許可された者であり、その間当該学部等で指導教員の指導を受けることになっている」。さらに「『研究生』はいわゆる学部や大学院の正規の授業を聴講し、単位を取得することが認められていないで、個別に研究指導を受けながら研究している者をいう」（二宮 [1993]）。両者の主張は研究生が非正規生であるという点では同じだが、藤森が研究生制度を大学院に限定し、留学生のためであるとしているのに対して、二宮はそのような特定はしていない。

では、政府の見解はどうだったのか。当時の文部省学術国際局留学生課は二宮の主張に近い説明をしている。

「いわゆる『研究生』とは、一般には、大学の正規学生とは別に、一学期または一学年の期間、特定の専門事項の研究等に従事することを許可された者をいいます。単位の取得とは直接結び付かず、検定料、入学料、授業料については、その研究指導の態様からすれば当然のことといえますが、正規の学生より低額に設定されています。こうした学生を総称して『研究生』とっていますが、各大学の学則を見ると、その名称や入学資格は必ずしも一様ではありません。（中略）いわゆる『研究生制度』は、学校教育法施行以前から、特段の法令上の根拠なく各大学の学則等に基づき認められてきたもので、正規の学生の勉

学に支障のない場合にその受講を認める事実上の制度です。一般に大学は、その設置目的を達成するために必要な諸事項について、法令に格別の規定がない場合でも、学則等でこれを規定し、実施することができる自律的、包括的な機能を持つと解されていますが、研究生制度も、大学の持つこのような機能に基づき運用されていると考えることができます」(文部省学術国際局留学生課 [1993])。

この説明の限りでは当時の文部省も研究生制度を完全には定義できていなかった。取り決められていたのは非正規生であることと一定期間の研究許可が下りることの二点。それも「一般に」という前置きが付く。また、入学資格や名称は弾力をもって設定できるとされており、制度上の自由度の高さがうかがえる。

第3章 研究生制度の起源

1. 研究生制度の誕生

では、定義がないとして、研究生が非正規生であることや一定期間の研究許可が下りることなどの取り決めはどのようにして成立したのだろうか。その起源は東京大学の黎明期に遡る。1877年に法・理・文・医の4学部体制で創設された東京大学は、1880年に大学院の前身となる学士研究科が法・理・文の3学部を設置された。学士研究科規則によると、入学資格は学部卒業(学士)であり既習の学科で引き続き研究を希望する者、在籍期間は1年以上2年以内、図書や実験設備などの利用は学部学生と同じ便宜を受けられる、学費は不要、研究満期には研究科目に関する論文を該当学科の教授へ提出する、などの事項が定められた。つまり、学士研究科は学部卒業後も学内の施設を利用して研究を続けたい者を救済するために設置されたが、学位が取得できる機関ではなかった。

1884年、学士研究科規則のうち授業料に関する条項が削除され、「法理文学部卒業生中学力最優等品行最端正ニシテ既ニ卒業セシ学科ヲ更ニ深く研究セント欲スル者ヲ撰ミ官費研究生トス但其他卒業生中学力優等品行端正ノモノニ限り願ニ依リ詮議ノ上自費研究生タルヲ許スコトアルヘシ」という条項が加えられた(東京大学百年史編集委員会編 [1984d] 733頁)。ここに日本の高等教育史において初めて「研究生」という言葉が出現し、そして定義されたのである。研究生とは、学部卒業後も学内の施設を利用して研究を続けたい意思を持って学士研究科に在籍する者であり、学費は官費または自費で賄われていた。

2. 現在の研究生制度との比較

ところで、当時の研究生制度と現在の東京大学のそれを比較すると相違点がある。かつての研究生制度は学部には存在せず、学士研究科にのみ存在したが、現在の東京大学には学部研究生と大学院研究生が存在する。ここから、研究生制度はその過程において学部と大学院の2つに分かれたことがわかる。

現在の東京大学学部通則によると、学部研究生は入学資格が高校卒業以上、在籍期間は

1年、学費は有料である（東京大学 [2020a]）。一方、大学院研究生は複雑で、日本人を対象とした東京大学大学院研究生規則によると、入学資格は大学院卒業以上とされているが（東京大学 [2020b]）、これとは別に東京大学大学院外国人研究生に関する規程があり、入学資格は学部卒業以上の外国人とされている。どちらも在籍期間は1年、学費は有料である（東京大学 [2020c]）。

過去との比較は黎明期の学部研究生制度がなかったことから学部研究生制度においては難しいが、かつての学士研究科は大学院の前身であるため学士研究科の研究生制度と現在の大学院のそれは比較が可能となる。果たして両者を比べると、卒業後も研究を続けたい者を救済するという点は共通している。ただし、学士研究科の時代は学部卒業後に進学できる機関が存在せず、その受け皿として研究生制度が機能していたが、現在は大学院という進学先が存在するにも関わらず大学院研究生になるという選択肢がある点で当時とは制度設計が異なる。また、学士研究科の研究生制度が規則上は国籍について触れられていなかったのに対して、現在の東京大学の大学院研究生制度は日本人と外国人で規則が分けられている。さらに、入学資格は日本人が大学院卒業以上、外国人が学部卒業以上とされており、外国人のほうが学歴基準を低く設定されている。

3. 初期の研究生制度

研究生が初めて定義されてから1年後の1885年、東京大学では法・理・文の3学部に加えて、医学部にも研究生制度が生まれた。当時の医学部には卒業生を対象にして修業期限1年で実地治療の習熟を旨とする当直医介補制度があったが、これは学部卒業後も研究を続けたい者を救済するという意味では事実上、法・理・文の学士研究科と同じ組織であった。そこで「学士研究科規則を改正して、医学部を加えた四学部共通の研究科規則が制定され、当直医介補は研究生と改称された」（東京大学百年史編集委員会編 [1984a] 489頁）。翌1886年、帝国大学令の発布により東京大学は帝国大学に名称が変更された。帝国大学では、学士課程を置く学部は分科大学とされ、分科大学の上位機関として新たに大学院が設立された。そして、帝国大学となる以前に存在した学士研究科は1887年に分科大学研究科に改組され、「研究科ハ大学院学生及各分科大学卒業生ニシテ既修ノ学科ヲ更ニ研究スルモノ、為メニ之ヲ設ク但大学院学生ニアラスシテ研究生タランコトヲ願出ル者ハ分科大学ノ都合ニ依リ許可ス」と規定された（東京大学百年史編集委員会編 [1984d] 641頁）。

これにより、分科大学研究科は大学院に入学した者と入学しない者がともに在籍する機関となった。大学院に入学した者は大学院生且つ研究生という立場で、入学しない者は単なる研究生という立場であった。研究生の在籍期間は学士研究科の頃と変わらず1年以上2年以内、学費については官費研究生が給費研究生に変更され、自費研究生については従来通りであった。これらを整理すると、分科大学研究科には大学院生且つ研究生という者と大学院生ではない研究生が混在し、それぞれに給費研究生と自費研究生が混在した。こ

のうち大学院生且つ研究生の自費研究生は大学院在籍中の最初の2年間は有料、次の3年間は無料になっていたが、1891年に研究科規程が改正されて5年間の授業料が無料となり、大学院生且つ研究生の自費研究生という存在は消滅した（東京大学百年史編集委員会編 [1984a] 952頁）。

帝国大学から東京帝国大学へ改称した翌1898年、規程改正において「給費研究生の制度が廃止され、自費研究生という呼び方もなくなり、その代わり研究生からは授業料及用品料を徴収しないこととされた」（東京大学 [1984a] 958頁）。さらに、翌1899年には大学院規程が大幅に改正され、「大学院学生は入学後二年間分科大学研究生たるべしとする規定が廃止され、研究科は大学院と何ら関係をもたない制度となったのである。しかも、法・工・農の三分科大学では研究科そのものが廃止され、医・文・理科のみに残置されることとなった」（東京大学百年史編集委員会編 [1984a] 958頁）。そして、1910年には「医・文・理の各分科大学研究科も廃止され、卒業後研究コースは大学院に一本化される」（東京大学百年史編集委員会編 [1984a] 959頁）。学部卒業後も研究を続けたい者を救済していた研究生制度はこうして一度幕を閉じるのである。

第4章 研究生制度の展開

1. 研究生制度の復活

さて、短期間で幾度も制度変更された末に廃止された帝国大学の分科大学研究科だが、東京大学百年史によると、大学院生の中には分科大学研究科に研究生として2年間よりも長く在籍する者が現れたり、分科大学の成績の上位者が大学院生且つ研究生となり下位者が大学院生ではない研究生になったりしていた。ただし、分科大学研究科の役割については詳細が不明で、「この研究科がどういう機能を果たすものとして設置されたのかは、必ずしも明らかではない」（東京大学百年史編集委員会編 [1984a] 959頁）。「各分科大学がそれぞれの研究科を有し、それを受け皿として大学院学生を管轄するという明治二十年から三十一年までの組織体制は、その制度的意味がいささか異なるとはいえ、大正八年度以降の日本の大学における、大学院及び研究科の形に類似している」（東京大学百年史編集委員会編 [1984a] 962頁）。

こうしたなか、時代が昭和に入ると、東京帝国大学で突如として研究生制度が復活する。第二次世界大戦最中の1941年に学部通則が改正され、「各学部ニ於テ特殊事項ニ関スル研究ニ従事セント欲スル者アルトキハ当該学部ニ於テ之ヲ適当ト認メ且支障ナキ場合ニ限り之ヲ研究生トシテ許可スルコトアルヘシ」（東京大学百年史編集委員会編 [1984d] 688頁）として、新たに学部研究生制度が創設された。入学資格は専門学校卒業またはこれと同等以上の学力を有する者、在籍期間は1年、学費は有料であった。入学資格を専門学校卒業とした背景には、北海道から九州まで全ての帝国大学学部が存在した「専攻生」という制度がある。専攻生については学部通則改正の認可にあたって提出された理由書に

「特殊事項ノ研究ニ於テ相当専門化シ且ツソノ程度高ク専門学校ニ於テ之ヲ行フ能ハザルモ、サリトテ大学院学生ヨリハ低ク從テ其ノ入学資格ニ於テモ大学卒業程度以下ナルモ専門学校卒業程度以上ヲ以テ足り又研究期間モ大学院ノ如クニケ年タルコトヲ要セス一ケ年ヲ以テ足ル程度ノ特殊研究ヲナサントスルモノ相当数ニ上ル実状ニアリ之等ニ対シ研究ノ道ヲ開ク事ノ要望セラル、アリテ」(東京大学百年史編集委員会編 [1984d] 689頁) という説明がされている。当時、専門学校卒業生の中には大学院で研究を望む者もいたが、大学院の入学資格がないことから1年間の期限を付けて学部で研究することが許可されていた。

新たな学部研究生制度はこうした時代の流れに応じて生まれた。「カ、ル事実ニ鑑ミ斯ノ如キ特志ノ研究者ニ対シ新ニ制度的ニ研究ノ道ヲ開カントスルモノ、コレ即本研究生制度ナリ」(東京大学百年史編集委員会編 [1984d] 689頁) として、専門学校卒業生も公に「研究」の名称が使用できるようにされた。入学資格、在籍期間、学費などの制度内容は分科大学研究科のものとは異なっていたが、研究を続けたい者を救済するという意味では従来と同じ文脈の上にあったのである。

2. 留学生の受け入れ

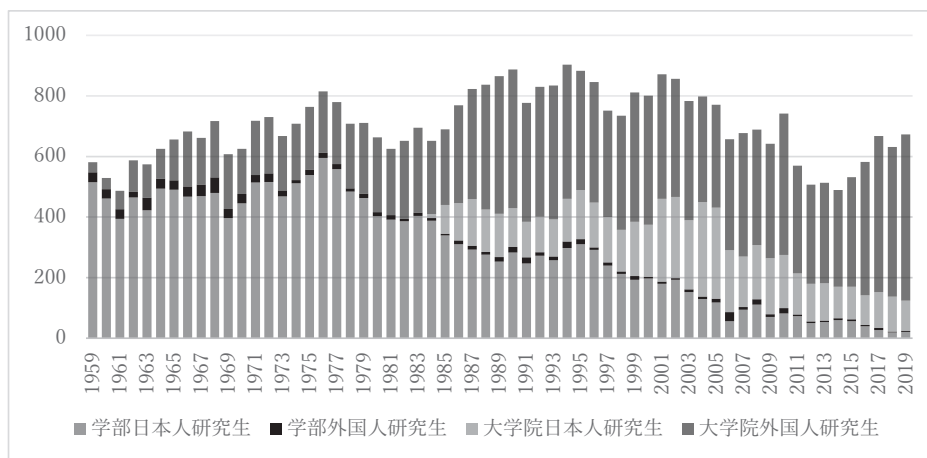
新たな学部研究生制度の誕生から2年後の1943年、東京帝国大学に大学院特別研究生制度が創設されるが、これは大学院の制度を指しており、それまでの文脈からは外れたものであった⁴。一方、同年に改正された学部通則はその後の研究生制度に大きな影響を与えた。従来は正規生以外では聴講生として受け入れていた外国人学生について、「外国人ニシテ学部学生(学部通則第二)、大学院学生、聴講生又ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタル者ヲ外国学生トス」(東京大学百年史編集委員会編 [1984d] 693頁) として、学部研究生としても受け入れることとされた。そして、東京大学に名称変更して迎えた1955年、その後の流れを決定付ける「東京大学大学院外国人研究生に関する規程」が制定された。「外国人にして、本学大学院において、特殊事項について研究しようとするものがあるときは、当該研究科において支障がないかぎり研究生として入学させることがある」(東京大学百年史編集委員会編 [1984d] 779頁) として、学部にも存在した研究生制度が大学院にも作られ、しかも外国人専用とされたのである。当時の総長は「外国人学生で日本に来て本学において勉強したい者に対し、従来は学部研究生として入学を許可したが、本人は大学院課程で勉強したことを履歴に載せたい希望があるので、大学院に外国人研究生を置くことにしたい」(東京大学百年史編集委員会編 [1984c]) と説明している。

3. 増える研究生と変貌する制度

図1は東京大学の研究生の人数をまとめたものである。統計が開始された1959年は581人(学部日本人研究生515人、学部外国人研究生33人、大学院外国人研究生33人)であったが、1976年には815人(学部日本人研究生595人、学部外国人研究生17人、大

学院外国人研究生 203人) となり、初めて800人を超えた。そこからやや減少するものの、1984年に東京大学大学院研究生規則が制定されて日本人の大学院研究生制度が始まると、再び増加に転じる。そして、1994年には903人(学部日本人研究生 298人、学部外国人研究生 21人、大学院日本人研究生 141人、大学院外国人研究生 443人)となり、史上最多を記録した。

図1 東京大学の研究生の人数



出所：東京大学 [1959-2019] にもとづき筆者作成。

統計開始から60年、時代とともに増減を繰り返す東京大学の研究生の人数だが、明らかな変化が一点ある。日本人研究生が減り、外国人研究生が増えたのである。1960年代には学部日本人研究生が大多数を占めていたが、1970年代に大学院外国人研究生が増え、1980年代にはそれが半数以上を占めるようになった。きっかけは1955年に制定された外国人専用の大学院研究生制度である。

さらに、もう一点、統計には表れていない大きな変化がある。1955年に作られた大学院外国人研究生制度では、学部を卒業した外国人が大学院研究生になることができるようになった。それまでの学部研究生の入学資格を考えれば、大学院研究生は大学院卒業後も研究を続けたい者を救済する措置のはずだが、外国人学生の学歴志向を重んじた結果、制度設計が覆されたのである。この影響は今日の東京大学の研究生制度にも表れている。現在の入学資格は、学部研究生が日本人も外国人も高校卒業以上、大学院研究生は日本人が大学院卒業以上で外国人は学部卒業以上であり、卒業後も研究を続けたい者を救済するという機能は大学院日本人研究生制度のみで果たされている。

4. 入学資格の不整備

一方、研究生制度の本来の概念を守り続けている大学もある。国立大学は旧帝国大学をはじめ多くが学部研究生は学部卒業以上、大学院研究生は大学院卒業以上を入学資格とし

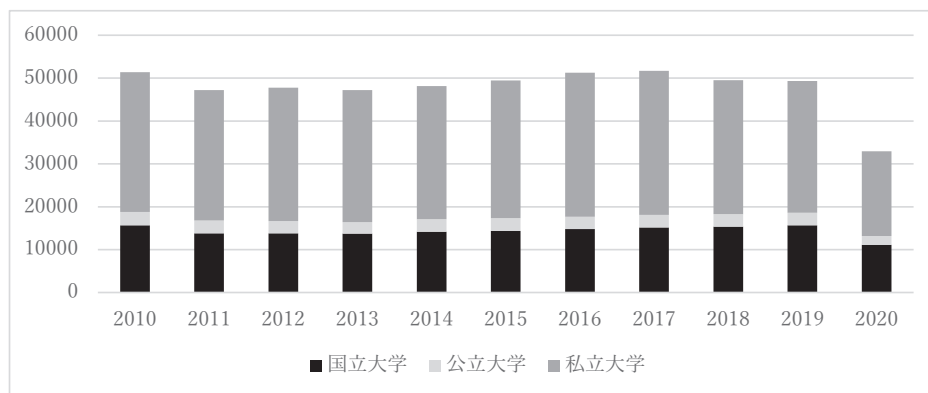
ている。私立大学も同様である。こうした現状から入学資格について、学部研究生は高校卒業以上なのか学部卒業以上なのか、大学院研究生は学部卒業以上なのか大学院卒業以上なのかという問題が浮かび上がるが、これは文科省の法令に「研究生」という文言がないことから、どのような制度設計も認められているのが実態である。入学資格以外にも、例えば、法政大学は大学院修士課程修了後も研究を続けたい者を大学院の「研究生」として、学部卒業後に大学院進学を目指す者を大学院の「研修生」として受け入れている（法政大学 [2019]）。研修生も研究を行う非正規生であるという点から判断すれば事実上の研究生だが、どのような名称を付けようとも大学の裁量次第なのである。

このように制度設計を大学に一任しているため、東京福祉大学の一件も留学生の在籍管理を問われただけで、大学を設置するという観点から法令違反を問われたわけではなかった。同大学に学部研究生として入学する外国人の在留資格「留学」の付与を停止したのは法務省の外局である入管庁であった。

第5章 統計と課題

では、全国の大学には研究生がどれくらいいるのだろうか。文科省の学校基本調査では研究生の人数は公開されていないが、科目等履修生、聴講生と合わせた非正規生の合計は知ることができる。図2は非正規生の人数を設置形態別にまとめたものである。

図2 研究生・科目等履修生・聴講生の人数

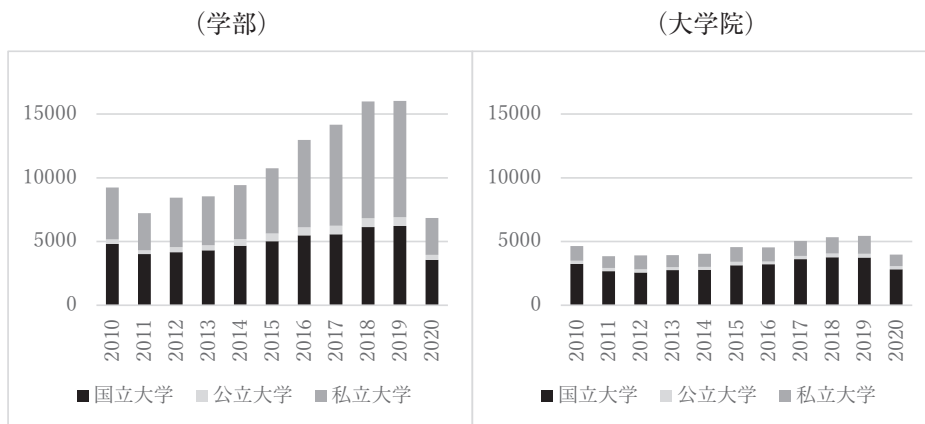


出所：文部科学省 [2010-2020] にもとづき筆者作成。

2010年から2019年までの10年間の非正規生の人数は約5万人で推移しており、大きな変動はなかった。私立大学が最も多く、全体の約3分の2を占めていた。しかし、2020年は東京福祉大学が学部研究生として留学生を受け入れられなくなったことに加え、「新型コロナウイルスの影響で聴講生の募集を停止したり、受講者の中心となる社会人や留学生が集まらなかったりした」（日本経済新聞 [2020]）ために3万2,908人と大幅に減少した。

次に留学生の内訳を検証する。学部と大学院における非正規生の人数を図3にまとめた。大学の夜間部は法令の定めにより留学生が在籍できないことから⁵、ともに昼間部のみの人数である。

図3 研究生・科目等履修生・聴講生の留学生の人数



出所：文部科学省 [2010-2020] にもとづき筆者作成。

学部と大学院を比べると、2010年から2019年までは学部における留学生の人数が大学院のそれよりも一貫して多いが、水面下では変化も生じていた。2010年は学部9,235人（国立大学4,822人、公立大学348人、私立大学4,065人）、大学院4,654人（国立大学3,242人、公立大学247人、私立大学1,165人）で、学部は大学院の2倍であった。しかし、2019年は学部16,021人（国立大学6,221人、公立大学694人、私立大学9,106人）、大学院5,449人（国立大学3,747人、公立大学281人、私立大学1,421人）で、その差は3倍まで広がった。学部の留学生が10年間で約7,000人も増えたためである。

これらを図2と比べると、非正規生の人数が変動していないなかで学部の留学生の人数だけが跳ね上がったことがわかる。2010年の非正規生は5万1,412人、留学生占有率は学部が17.9%、大学院が9.0%であった。これに対して2019年の非正規生は4万9,346人、留学生占有率は学部が32.4%、大学院が11.0%となり、非正規生の3分の1が学部の留学生という状況になった。

前述の通り研究生のみの統計がないため、留学生の人数の研究生内訳は定かではない。ただし、日本学生支援機構が運営する政府公認の日本留学情報サイト「Study in Japan」には、研究生の説明として「大学院正規課程の入学への準備期間として在籍している者（主に学部を修了した者）」（日本学生支援機構 [2020]）と記されており、一方で科目等履修生と聴講生の説明はないことから、政府が大学院進学を目指す留学生には研究生としての在籍を推奨していることが窺える。また、留学生にとっても大学教員の研究指導が受けら

れる研究生は進学準備の観点で科目等履修生や聴講生より優位な立場に映る可能性があり、とりわけ中国人にその傾向が強いとされている。日本語教育振興協会がまとめた「令和元年度日本語教育機関実態調査結果報告」によると、2018年度に日本語教育機関⁶から大学または大学院に非正規生として進学した留学生のうち60.7%が中国人だった（日本語教育振興協会 [2020] 12頁）。こうした現状について、在中国日本大使館は「近年、大学院受験の準備期間として研究生を希望する留学生が増加しています」（在中国日本大使館 [2020]）としており、彼らの多くは聴講生や科目等履修生を選ばず、研究生になったと推測できる。

第6章 課題と結論

ここまでの論点を踏まえると、研究生制度における課題は以下に整理される。

1. 文科省の法令に「研究生」の文言がなく、定義もされていない。したがって、制度上の問題が生じても大学及び研究生は大学設置の観点からは法令違反とはならない。
2. 目的が曖昧なまま制度が運用されている。それは入学資格に顕著に表れており、例えば、学部卒業後も研究を続けたい者は学部研究生になるべきか、大学院研究生になるべきかなどについて議論が尽くされていない。
3. 全国の大学の研究生総数が不明であるため、傾向を正確に読み解くことはできないが、留学生をはじめとした外国人が増加していると推測される。

このうち1と2は法令が整備されれば解決できるものである。定義や目的の根拠は東京大学における制度の変遷を参考にするだけでなく、1981年の中央教育審議会答申「生涯教育について」で「聴講生・研究生の制度は、学習条件に制約の多い成人の教育のための機会として、これに対する期待は大きい」（中央教育審議会 [1981]）とされており、こちらも参考にすべきである。学部卒業及び大学院卒業から数年経った者を再び大学に呼び戻す役割が研究生制度にあるなら、それは新たな文脈として一考の余地があるからである。

一方、3については正確な統計が得られたとしても解決できない部分が残る。法務省令では非正規生の在留資格「留学」の取得条件として「一週間につき十時間以上聴講をすること」が定められているが、同じ留学生でも日本語教育機関に在籍する者は1週間につき15時間以上の聴講が義務付けられている⁷。この差異が、研究生は在留資格「留学」が容易に取得できる立場であるという認識を外国人に与える可能性もある。つまり、外国人研究生の増加の要因は大学院進学を目的とした留学生が多いことのみであるとは結論付けられないのである。

大学側もそんな留学生の気持ちを利用しているとの懸念があり、東京福祉大学の一件においては柴山昌彦文部科学大臣（当時）が「大学に進学できない留学生の在留期間を延伸

させるため、名目上、大学の正規課程の研究生（科目等履修生）として受け入れているのではないか」（文科省 [2019]）と話している。柴山大臣が言う「大学に進学できない留学生」とは、日本語教育機関を修了したにも関わらず、日本語能力が劣るために学部正規生として入学できなかった者を指す。そうした留学生在が日本語を学ぶためだけに学部研究生となり得る事情を鑑み、2019年、文科省と入管庁は「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」を打ち出し、「日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる」（文科省・入管庁 [2019b]）とした。本来の目的である研究活動をせず、日本語を学びながら学部への受験勉強をするという行動について、在留期間の延伸を目的にしているとして在留資格「留学」を取り上げると表明したのである。制度の誕生以来、初めての政府による締め付けであり、自由度の高さに一石を投じた。

とはいえ、一連の問題を振り返ると、本来は大学側からこの混乱を収めようとする動きが見られてもよかった。教育制度における自由度の高さは教育機関の自治の表れでもあり、政治の教育に対する介入に線を引くということでもある。今後は大学自体が研究生制度を直視し、整理していくことが必要であり、その姿勢が制度の正しい運用につながると期待される。

注

- 1 外国人が本邦に在留できる資格。出入国管理及び難民認定法によって定められ、29種類に分類されている。
- 2 東京福祉大学の学部研究生は2019年6月11日に募集停止した。
- 3 1957年設立。日本に留学する外国人を支援するための財団法人。2004年に日本育英会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会などと業務を整理・統合して日本学生支援機構及び日本国際教育支援協会に改組した。
- 4 文部省令により大学院を第一期（修士課程の前身）で2年、第二期（博士課程の前身）で3年とする制度。大学院生は「特別研究生」と呼ばれ、各大学が推薦した候補者から文部省が認可した。7つの帝国大学、3つの菅立大学、2つの私立大学の大学院または研究科で導入され、1951年に「大学院研究奨学生」と改称された（東京大学百年史編集委員会編 [1984b] 655-62頁）。
- 5 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」では在留資格「留学」の活動内容として大学で受ける教育について「専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く」とされている。
- 6 留学生に対して専ら日本語教育を施し、専修学校、各種学校、設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関の3種類に分かれる。「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」では法務大臣が告示をもって定めるとされている。
- 7 日本語教育機関の運営に関して入管庁が定めた「日本語教育機関の告示基準」には「1週間当たりの授業時数が20単位時間以上であること」「授業の1単位時間が45分を下回らないこと」などが記されている。

引用・参考文献

- 在中国日本大使館 [2020] 「中国人学生のための日本留学相談 Q&A」 https://www.cn.emb-japan.go.jp/cul_edu_j/q_a_j.htm#1-6 (2020年10月28日現在)。
- 産経新聞 [2019] 「東京福祉大、所在不明を『除籍』扱い 過去3年で1400人 文科省が全国調査へ」 <https://www.sankei.com/life/news/190318/lif1903180048-n1.html> (2020年11月25日現在)。
- 中央教育審議会 [1981] 「生涯教育について (答申)」 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/810601.htm#31 (2020年2月20日現在)。
- 東京大学 [1959-2019] 『東京大学の概要』 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/book_archive.html (2020年10月28日現在)。
- 東京大学 [2020a] 「東京大学学部通則」 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07403211.html (2020年11月25日現在)。
- 東京大学 [2020b] 「東京大学大学院研究生規則」 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07403351.html (2020年11月25日現在)。
- 東京大学 [2020c] 「東京大学大学院外国人研究生に関する規程」 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07403351.html (2020年11月25日現在)。
- 東京大学百年史編集委員会編 [1984a] 『東京大学百年史通史一』 東京大学。
- 東京大学百年史編集委員会編 [1984b] 『東京大学百年史通史二』 東京大学。
- 東京大学百年史編集委員会編 [1984c] 『東京大学百年史通史三』 東京大学。
- 東京大学百年史編集委員会編 [1984d] 『東京大学百年史資料一』 東京大学。
- 東京福祉大学 [2017] 「2017年度4月・10月入学生外国人留学生研究生・日本語別科国内選考入試募集要項」 http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/assets/pdf/abroad/domestic_17.pdf (2020年8月29日現在)。
- 二宮皓 [1993] 「日米の留学生と『研究生』制度雑感」『留学交流』7月号, 6-9頁。
- 日本学生支援機構 [2020] 「Study in Japan」 <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/planning/known-schools/graduate-school/> (2020年8月22日現在)。
- 日本経済新聞 [2020] 「大学聴講生など1.6万人減 コロナが影響, 学校基本調査」 <https://r.nikkei.com/article/DGXMZO63023600V20C20A8CR8000?s=3> (2020年8月25日現在)。
- 日本語教育振興協会 [2020] 『令和元年度日本語教育機関実態調査結果報告』。
- 藤森光男 [1993] 「研究生制度を考える」『留学交流』7月号, 2-5頁。
- 法政大学 [2019] 「研修生について」 https://www.hosei.ac.jp/gs/nyushi/tokubetsu_yoko/kensyusei.html (2020年11月25日現在)。
- 文部科学省 [2010-2020] 「学校基本調査」 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm (2020年12月25日現在)。
- 文部科学省 [2019] 「柴山昌彦文部科学大臣記者会見録 (平成31年3月29日)」 https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1414997.htm (2020年2月28日現在)。
- 文部科学省・出入国在留管理庁 [2019a] 「東京福祉大学への調査結果及び措置方針」。
- 文部科学省・出入国在留管理庁 [2019b] 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」。
- 文部省学術国際局留学生課 [1993] 「大学の研究生制度とはどのようなものですか。」『留学交流』7月号, 14-15頁。